

○周南市農業委員会買受適格証明に係る事務処理要領

令和6年12月1日施行

周南市農業委員会買受適格証明に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民事執行法（昭和54年法律第4号）による競売手続の開始決定のあった農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）（以下この項において「競売物件」という。）の競売又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分（他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。）により公売に付された農地等（以下この項において「公売物件」という。）の公売（以下「競売等」という。）に参加する際、農地等を取得できない者が最高価買受申出人（民事執行法第67条に規定する最高価買受申出人をいう。）又は最高価申込者（国税徴収法第104条第1項に規定する最高価申込者をいう。）になるのを未然に防ぐため、競売物件又は公売物件の買受人（競売物件の売却許可決定を受けた競売参加者又は公売物件の売却決定を受けた公売参加者をいう。以下同じ。）になったときは、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の許可（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項又は同法第5条第1項の規定による許可をいう。）を得られるもの又は届出（同項第13号又は同法第5条第1項第6号の規定による届出をいう。）の受理を得られるもの（以下「買受適格」という。）であることの証明（以下「買受適格証明」という。）をする場合の事務処理について、民事執行法による農地等の売却の処理方法について（平成24年3月30日付け23経営第3475号・23農振第2697号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 農地法第5条第4項の協議が成立した場合には、同条第1項の許可があったものとみなされることから、当該協議の対象となる農地等については、前項の許可を要する農地等と同様に取り扱うものとする。

(定義・方針)

第2条 買受適格は、農地等を農地等のまま耕作する目的（以下「耕作目的」という。）で取得するのか若しくは農地等を農地等以外のものに転用する目的（以下「転用目

的」という。) で取得するのか、又は許可を得るのか若しくは届出の受理を得るのかによって、次のとおり区分される。

	許 可	届出の受理
耕作目的	農地法第3条第1項の規定による許可を得られるもの	農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理を得られるもの
転用目的	農地法第5条第1項の規定による許可を得られるもの	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理を得られるもの
	農地法第5条第4項の規定による協議が成立するもの(許可があったものとみなされるもの)	

2 買受適格証明は、前項の区分ごとに、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出の手續に準じて行うものとする。

(買受適格証明書・申請者・買受適格証明願)

第3条 買受適格証明は、買受適格証明書(別記様式第1号。以下「証明書」という。)を交付して行うものとする。

2 証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、買受適格証明願(以下「証明願」という。)を委員会に提出しなければならない。

3 証明願は、前条第1項の区分ごとに様式を定めるものとする。

(耕作目的の証明願)

第4条 農地法第3条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る証明願の様式は、農地等の競売等に係る買受適格証明願(耕作目的)(別記様式第2号)によらなければならない。

2 前項の証明願には、競売又は公売を実施する旨の公告をしたことがわかる書類(公告の写し、新聞の写し、インターネットに掲載されているものの印刷等をいう。以下同じ。)及び農地法第3条第1項の許可に係る申請書の添付書類(周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱(令和6年周南市農業委員会要綱第7号。以下「実施要綱」という。)第2条第2項に掲げる書類をいう。)と同様の書類を添付しなければならない。

(耕作目的・農地売買等事業関係の証明願)

第5条 農地法第3条第1項第13号の規定の適用を受ける農地等に係る証明願の様

式は、農地等の競売等に係る買受適格証明願（耕作目的・農地売買等事業関係）（別記様式第3号）によらなければならない。

- 2 前項の証明願には、競売又は公売を実施する旨の公告をしたことがわかる書類及び農地法第3条第1項第13号の届出に係る届出書の添付書類（実施要綱第3条第2項に掲げる書類をいう。）と同様の書類を添付しなければならない。

（転用目的の証明願）

第6条 農地法第5条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る証明願の様式は、農地等の競売等に係る買受適格証明願（転用目的）（別記様式第4号）によらなければならない。

- 2 前項の証明願には、競売又は公売を実施する旨の公告をしたことがわかる書類及び農地法第5条第1項の許可に係る申請書の添付書類（実施要綱第9条第2項に掲げる書類をいう。）と同様の書類を添付しなければならない。

（転用目的・市街化区域内農地等の証明願）

第7条 農地法第5条第1項第6号の規定の適用を受ける農地等に係る証明願の様式は、農地等の競売等に係る買受適格証明願（転用目的・市街化区域内農地等）（別記様式第5号）によらなければならない。

- 2 前項の証明願には、競売又は公売を実施する旨の公告をしたことがわかる書類及び農地法第5条第1項第6号の届出に係る届出書の添付書類（実施要綱第10条第2項に掲げる書類をいう。）と同様の書類を添付しなければならない。

（転用目的・協議の成立関係の証明願）

第8条 農地法第5条第4項の規定の適用を受ける農地等に係る証明願の様式は、農地等の競売等に係る買受適格証明願（転用目的・協議の成立関係）（別記様式第6号）によらなければならない。

- 2 前項の証明願には、競売又は公売を実施する旨の公告をしたことがわかる書類及び農地法第5条第4項の協議に係る協議書の添付書類（実施要綱第11条第2項に掲げる書類をいう。）と同様の書類を添付しなければならない。

（判定基準）

第9条 証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定は、それぞれ当該許可の申請、協議又は届出があった場合における許否の判断基準と同趣旨により速やかに行うこととする。

(証明書の交付)

第10条 委員会は、前条に定める買受適格の有無の判定の結果に基づき、買受適格証明が適当と認めるときは証明書を申請者に交付するものとする。

(証明不可能なものの取扱い)

第11条 委員会は、買受適格証明が適当でないと認めるときは、買受適格証明願返戻通知書(別記様式第7号)に証明書を交付しない理由を明記し、申請者に通知するとともに提出された証明願及び添付書類を返戻するものとする。この場合において、委員会は、返戻する証明願及び添付書類の写しを返戻した日の翌年度末日まで保存するものとする。

(総会での議決)

第12条 農地法第3条第1項又は同法第5条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る証明書の交付は、委員会の総会(以下「総会」という。)において当該証明をすることの議決を得た上でしなければならない。

2 前項の証明をすることの議決を行う場合には、あわせて、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該証明書の交付を受けた者が買受人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、委員会の会長(以下「会長」という。)が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくものとする。

3 前項の許可をして差し支えない旨の議決をしたものについて、当該許可をした場合には、会長は、これを総会において報告する。

(総会での報告)

第13条 農地法第3条第1項第13号、同法第5条第1項第6号又は同条第4項の規定の適用を受ける農地等に係る証明書を交付した場合には、会長は、これを総会において報告する。

(買受人になった後の手続)

第14条 証明書の交付を受けた者が買受人になったときは、改めて、委員会へ農地法第3条又は同法第5条に定める手続をするものとする。

2 前項の手続の際、許可申請書、協議書又は届出書に添付すべき書類で証明書の交付申請時に当該証明願に添付して提出された書類については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付

することを省略して差し支えないものとする。

(その他)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月10日から施行する。

買受適格証明書

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

_____年__月__日付けで提出のあった下記の農地等に係る買受適格証明願については、競売物件又は公売物件の買受人となった場合は、農地法（昭和27年法律第229号）

- 第3条第1項の規定による許可を得られるもの
 第3条第1項第13号の規定による届出の受理を得られるもの
 第5条第1項の規定による許可を得られるもの
 第5条第1項第6号の規定による届出の受理を得られるもの
 第5条第4項の規定による協議が成立するもの
- であることを証明します。

記

1 土地の表示等

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	所有者	耕作者
			登記簿	現況			

2 競売（公売）の実施機関

3 競売物件の事件番号（公売物件の売却区分番号）

4 買受人になった後の手続

改めて、農業委員会へ農地法第3条又は同法第5条に定める手続をしてください。

その際、許可申請書、協議書又は届出書に添付すべき書類で当該買受適格証明願に添付して提出された書類については、許可申請書、協議書又は届出書の末尾に、買受適格証明願に添付したことにより添付しない旨を記載して、添付することを省略して差し支えないものとしします。

別記様式第2号（第3条、第4条、第9条、第11条、第14条関係）

（表）

農地等の競売等に係る買受適格証明願（耕作目的）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号
代理人 資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定の適用を受ける農地等の競売（公売）に参加したいので、買受人となった場合は同法同条同項の規定による許可を得られるものであることを証明願います。

記

競売・公売の別		競売・公売				実施機関				
実施期日		年 月 日				番 号				
大字	字	地番	地 目		面積	利用 状況	所有者	耕作者	備考	
			登記簿	現況						
土地の 表示等					m ²					
現況地目 別面積	田		畑		採草放牧地		計			
	m ²		m ²		m ²		m ²			
申請者若しくは その世帯員等が 現在耕作し又は 所有している農 地等（非耕作地 を除く。）	区 分		田 (A)		畑 (B)		計 (A)+(B)		採草放牧地	
	耕作地（所有地）①		m ²		m ²		m ²		m ²	
	耕作地（借地）②									
	計 ①+②									
	耕作地（貸付地）③									
合計 ①+②+③										
農地等の買受 けをしようと する事由										
証明願作成者	氏名（法人にあつては 担当者の職氏名）					※農業委員 会受付欄				
	勤務先（法人にあつて はその事業所）の名称									
	電 話 番 号									

(裏)

申請者の氏名等	氏名		職業			国籍等		在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日
農作業に従事する者の状況	申請者及びその世帯員等	氏名	年齢	続柄	職業	農作業経験年数	通作距離	年間農作業従事日数	
						年	km	日	
	雇用等による従事者	区分	年間延べ人数	平均農作業経験年数	平均通作距離	年間延べ農作業従事日数			
		現在	人	年	km	日			
		増員予定							
	世帯員等その他常時雇用している労働力	現在	人（農作業経験の状況：）						
		増員予定	人（農作業経験の状況：）						
臨時雇用労働力（年間延べ人数）	現在	人（農作業経験の状況：）							
	増員予定	人（農作業経験の状況：）							
配置の状況（所有地又は借地が複数市町村にまたがる場合のみ記載）	市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等						
申請者若しくはその世帯員等が所有し又は借入れている農地等のうち非耕作地の状況	所有・借入等の別	所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由			
			登記簿	現況					
その他参考となるべき事項									

添付書類

- 1 競売又は公売を実施する旨の公告の写し、新聞の写し、インターネット掲載の印刷等
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 権利を取得しようとする者が法人である場合には、法人調書及び定款又は寄附行為の写し（独立行政法人及び公共団体を除く。）
- 7 農地所有適格法人である場合には、組合員名簿又は株主名簿の写し
- 8 営農計画書

- 9 申請者又はその世帯員等が権利を有している農地等が市外にある場合には、耕作証明書又は全部効率利用要件確認書
- 10 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等
- 11 その他（ ）
- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること（以下同じ。）。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 「競売・公売の別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「実施機関」欄は、競売を実施する裁判所又は公売を実施する官公署を記入すること。
- 5 「実施期日」欄は、競売又は公売の入札期日又は入札期間終了日を記入すること。
- 6 「番号」欄は、競売物件の事件番号又は公売物件の売却区分番号を記入すること。
- 7 「土地の表示等」欄の「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
- 8 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称を記入すること。
- 9 「現況地目別面積」欄は、「土地の表示等」欄に記入した土地について現況地目別の合計面積を記入すること。
- 10 **耕作地**
「申請者若しくはその世帯員等が現在耕作し又は所有している農地等」欄の「耕作地（所有地）」欄、「耕作地（借地）」欄及び「耕作地（貸付地）」欄は、非耕作地を除き、他市町村に所在する土地も含め、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記入すること。また、複数市町村にまたがる場合には、別紙に市町村別の面積を記入し添付すること。
- 11 「申請者の氏名等」欄の「職業」欄は、法人にあっては、その業種又は業務内容を記入すること。
- 12 「申請者の氏名等」欄の「国籍等」欄は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記入するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記入すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記入すること。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記入すること。
- 13 **労働力の確保**
「世帯員等その他常時雇用している労働力」及び「臨時雇用労働力」については、現在及び増員予定の人数を記入すること。
- 14 **労働力の配置の状況**
「農作業に従事する者の状況」欄の「配置の状況」欄は、現に耕作又は養畜の事業に供されている所有地又は借地が複数市町村にまたがる場合のみ市町村別の状況を記入すること（隣接する市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記すること。）。なお、「住所、拠点となる場所等」欄には市町村名を記入すること。
- 15 **非耕作地**
「譲受人（借受人）若しくはその世帯員等が所有し又は借入れている農地等のうち非耕作地の状況」欄は、他市町村に所在する土地も含め、所有し又は借入れている農地等のうち現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、所有・貸付・借入の別に区分し、筆ごとに面積等を記入するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記入すること。
- 16 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第3号（第3条、第5条、第9条、第11条、第14条関係）

農地等の競売等に係る買受適格証明願（耕作目的・農地売買等事業関係）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 主たる事務所の所在地
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名
電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号の規定の適用を受ける農地等の競売（公売）に参加したいので、買受人となった場合は同法同条同項同号の規定による届出の受理を得られるものであることを証明願います。

記

競売・公売の別		競売・公売				実施機関			
実施期日		年 月 日				番 号			
土地の表示等	大字	字	地番	地 目		面積	所有者	耕作者	備考
				登記簿	現況				
						m ²			
現況地目別面積		田		畑		採草放牧地		計	
		m ²		m ²		m ²		m ²	
農地等の買受をしようとする事由									
その他参考となるべき事項						※農業委員会受付欄			

添付書類

- 1 競売又は公売を実施する旨の公告の写し、新聞の写し、インターネット掲載の印刷等
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 その他（ ）

- 注
- 1 「競売・公売の別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「実施機関」欄は、競売を実施する裁判所又は公売を実施する官公署を記入すること。
 - 3 「実施期日」欄は、競売又は公売の入札期日又は入札期間終了日を記入すること。
 - 4 「番号」欄は、競売物件の事件番号又は公売物件の売却区分番号を記入すること。
 - 5 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称を記入すること。
 - 6 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第4号（第3条、第6条、第9条、第11条、第14条関係）
 農地等の競売等に係る買受適格証明願（転用目的）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
 氏名
 電話番号
 代理人 資格
 住所
 氏名
 電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項の規定の適用を受ける農地等の競売（公売）に参加したいので、買受人となった場合は同法同条同項の規定による許可を得られるものであることを証明願います。

記

競売・公売の別		競売・公売				実施機関				
実施期日		年 月 日				番 号				
土地の表示等	大字	字	地番	地 目		面積	所有者	耕作者	備考	
				登記簿	現況					
						m ²				
現況地目別面積		田		畑		採草放牧地		計		
		m ²		m ²		m ²		m ²		
事業計画		目的又は用途								
工事の期間		年 月 日から				年 月 日まで				
施設等の概要		名 称		施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計画の所要面積			
					m ²	m ²	m ²			
農地等の転用をしようとする事由										
証明願作成者		氏 名								
		勤務先の名称								
		電話番号								
その他参考となるべき事項							※農業委員会受付欄			

添付書類

- 1 競売又は公売を実施する旨の公告の写し、新聞の写し、インターネット掲載の印刷等
- 2 申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）
- 3 位置図
- 4 付近見取図
- 5 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 6 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 7 事業計画書
- 8 土地利用計画図及び排水計画図
- 9 施設の平面図及び立面図
- 10 資金計画書並びに資力及び信用があることを証する書面
- 11 被害防除計画書
- 12 その他（ ）

- 注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 「競売・公売の別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「実施機関」欄は、競売を実施する裁判所又は公売を実施する官公署を記入すること。
- 5 「実施期日」欄は、競売又は公売の入札期日又は入札期間終了日を記入すること。
- 6 「番号」欄は、競売物件の事件番号又は公売物件の売却区分番号を記入すること。
- 7 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びに当該権利の設定を受けている者の氏名又は名称を記入すること。
- 8 「証明願作成者」欄の氏名及び勤務先の名称は、法人にあっては担当者の職氏名及び法人の事業所の名称を記入すること。
- 9 証明願に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条第1項及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。
- 10 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第5号（第3条、第7条、第9条、第11条、第14条関係）

農地等の競売等に係る買受適格証明願（転用目的・市街化区域内農地等）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
 氏名
 電話番号
 代理人 資格
 住所
 氏名
 電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項第6号の規定の適用を受ける農地等の競売（公売）に参加したいので、買受人となった場合は同法同条同項同号の規定による届出の受理を得られるものであることを証明願います。

記

競売・公売の別		競売 ・ 公売			実施機関		
実施期日		年 月 日			番 号		
土地の表示等	大字	字	地番	地 目	面積	所有者	耕作者
				登記簿 現況			
					m ²		
現況地目別	面積	田	畑	採草放牧地	計		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
事業計画	目的又は用途						
	工事の期間	年 月 日から			年 月 日まで		
	施設等の概要	名 称	施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計 画 の 所 要 面 積	
				m ²	m ²	m ²	
周辺の農業に対する被害の防除措置							
証明願作成者	氏 名						
	勤務先の名称						
	電 話 番 号						
その他参考となるべき事項					※農業委員会受付欄		
	(開発許可を要しない場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第 号)						

添付書類

- 1 競売又は公売を実施する旨の公告の写し、新聞の写し、インターネット掲載の印刷等
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 その他（ ）

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
 - 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
 - 3 「競売・公売の別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 4 「実施機関」欄は、競売を実施する裁判所又は公売を実施する官公署を記入すること。
 - 5 「実施期日」欄は、競売又は公売の入札期日又は入札期間終了日を記入すること。
 - 6 「番号」欄は、競売物件の事件番号又は公売物件の売却区分番号を記入すること。
 - 7 「証明願作成者」欄の氏名及び勤務先の名称は、法人にあっては担当者の職氏名及び法人の事業所の名称を記入すること。
 - 8 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第6号（第3条、第8条、第9条、第11条、第14条関係）

農地等の競売等に係る買受適格証明願（転用目的・協議の成立関係）

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 所在地
 名称
 代表者の職氏名
 電話番号

下記のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条第4項の規定の適用を受ける農地等の競売（公売）に参加したいので、買受人となった場合は同法同条同項の規定による協議が成立するものであることを証明願います。

記

競売・公売の別		競売・公売				実施機関				
実施期日		年 月 日				番 号				
土地の表示等	大字	字	地番	地 目		面積	所有者	耕作者	備考	
				登記簿	現況					
						m ²				
現況地目別面積	田		畑		採草放牧地		計			
	m ²		m ²		m ²		m ²			
事業計画	目的又は用途									
	工事の期間									
	年 月 日から 年 月 日まで									
	施設等の概要			名 称		施設等の数	1棟当たりの建築面積	総建築面積	計画の所要面積	
							m ²	m ²	m ²	
転用しようとする事由										
予算措置等の状況										
周辺の農業に対する被害の防除措置										
その他参考となるべき事項						※農業委員会受付欄				

添付書類

- 1 競売又は公売を実施する旨の公告の写し、新聞の写し、インターネット掲載の印刷等
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 事業計画書及び工程表
- 7 土地利用計画図及び排水計画図
- 8 施設の平面図及び立面図
- 9 その他（ ）

- 注
- 1 「競売・公売の別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 「実施機関」欄は、競売を実施する裁判所又は公売を実施する官公署を記入すること。
 - 3 「実施期日」欄は、競売又は公売の入札期日又は入札期間終了日を記入すること。
 - 4 「番号」欄は、競売物件の事件番号又は公売物件の売却区分番号を記入すること。
 - 5 ※印欄は、記入しないこと。

買受適格証明願返戻通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった下記の農地等に係る買受適格証明願については、買受適格証明書を交付しないことを決定したので、提出された買受適格証明願及び添付書類を返戻します。

記

1 土地の表示等

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	所有者	耕作者
			登記簿	現況			

2 競売（公売）の実施機関

3 競売物件の事件番号（公売物件の売却区分番号）

4 買受適格証明書を交付しない理由